

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】（いずれも平成25年9月3日現在）

○株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率（1.70%（貸付期間5年の場合））

国民生活事業 → 基準利率（2.05%（貸付期間5年の場合））

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業 → 1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業 → 3千万円（代理貸付：1千5百万円）

商工組合中央金庫 → 1.5億円

【貸付期間】

中小企業事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

国民生活事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

商工組合中央金庫 → 設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。